

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
笹本 洋一

新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防接種の実施にあたっての留意点について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記に係る事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡では、新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防接種においては 5 社のワクチンを使用することを踏まえ、接種対象者の予診時の有効性・安全性等の説明の際に、5 社のワクチンのうちのいずれを用いて接種を行うのかを含めた説明について、留意点として記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

（参考）

○厚生労働省 HP 新型コロナワクチン定期接種リーフレット：<https://www.mhlw.go.jp/content/001307425.pdf>

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構 HP 5 社のワクチンの RMP（医薬品リスク計画）資料等：

- コミナティ筋注シリンジ 12 歳以上用：<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/Generallist/631341D>
- スパイクバックス筋注：<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/Generallist/631341E>
- ダイチロナ筋注：<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/Generallist/631341M>
- ヌバキソビッド筋注 1mL：<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/Generallist/631341G>
- コスタイベ筋注用：<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/Generallist/631341P>

○厚生労働省 HP 新型コロナワクチン Q&A：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_qa.html#19](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_qa.html#19)

（例 1）レプリコンワクチンは、どのようなワクチンですか。既存の mRNA ワクチンとどこが違うのですか。

- レプリコンワクチンは mRNA ワクチンの一つですが、接種された mRNA が細胞内で一時的に複製されるように設計されていることから、既存の mRNA ワクチンに比べてウイルスのタンパク質が作られる時間が長いという特徴があります。このため、既存の mRNA ワクチンよりも強く免疫が誘導され、抗体の持続期間が長いことが確認されています。

（例 2）レプリコンワクチンは、自己増幅性のあるワクチンとのことですが、体内で無限にウイルスのタンパク質が作られたり、接種を受けた方から他の方にワクチンの成分が伝播することを懸念しています。接種しても問題はありますか。

- レプリコンワクチン接種後の細胞内における mRNA の増幅は一時的なものであり、無限にウイルスのタンパク質が作られることはありません。また、現在、色々な国で、新型コロナワクチンのレプリコンワクチンを含め、様々な疾患を対象としたレプリコンワクチンの開発が進められていますが、これまでに、レプリコンワクチンを受けた方から他の方にワクチンの成分が伝播するという科学的知見はありません。薬事承認にあたっては、動物試験や臨床試験の結果に基づいて安全性が審査され、既存の mRNA ワクチンと比較し、安全性に大きな差異がないことが確認されています。さらに、薬事承認で得られた有効性・安全性の知見を踏まえて審議会（厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会）で評価し、定期接種において使用できることとされました。